

会 議 録

会議名	平成 26 年度第6回小金井市学童保育所運営協議会	
事務局 (担当課)	児童青少年課	
開催日時	平成 26 年8月 25 日(月) 19 時 00 分～21 時 00 分	
開催場所	801 会議室	
出席者	委員	高橋委員長、岡本副委員長、小澤委員、長岡委員、豊見山委員、祝委員、石山委員、矢野委員、井上委員、川村委員、中山委員、小澤委員、仙澤委員
	事務局	越学童保育係長
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 学童保育の保育内容について (2) その他 3 閉会	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 説明会の開催について（ご案内） ・ 学童保育所運営基準改訂（案）（学保連提出資料） ・ 小金井市放課後児童健全育成事業学童保育所運営基準（新旧対照表） ・ 運営業務委託事業者募集要項（案） ・ 運営業務委託仕様書（案） 	
	1 会議録の確認 第 2 回会議録は双方確認済み。確定とする。	
	2 学保連からの運営基準改訂に関する要望 （学）学保連として運営基準の改訂を検討してきた。業務委託を踏まえ、保育の理念とか障がい児の入所に関してこのタイミングで変更を要望したので、資料を準備した。 理念の部分については、民間委託に伴って次のとおり改訂する必要があると考えている。	
	<ul style="list-style-type: none"> ○異年齢集団のかかわりあいの中で、社会性を育み、児童の心身の成長を支えます。 ○児童を支援する関係諸機関・地域との連携を大切にし、<u>児童の慣れ親しんだ地域に根差した学童保育をめざします。</u> ○保育内容の維持向上のために、<u>（全職員が）保育の知識・技術を習得します。</u> ○児童と指導員の信頼関係を維持するため、持続的で<u>安定した保育体制の確保をめざします。</u> ○<u>全ての児童の人格と個性を尊重し共生の場をめざします。</u> 	

運営基準の「6 障がいのある児童の入所の受入れの進め方」に関しても、次のとおり改訂してほしい。

- (1) 『対象となる児童』に「なお、その判断にあたっては、児童の個別の状況に応じた相談により、判断に必要となる事情を把握して、行うこととする。」を加える。
- (2) 『通所に際して保護者等の送迎が可能である児童』に関して、「保護者等の送迎が原則可能である児童」または、「市長が特に認めた場合など」に変更する。
- (3) 定員が撤廃されることから『受け入れ定員』を「心身に障がいのある児童の入所は、全施設で行う。」とする。
- (4) 『書類審査』について「保護者に個人票の記入、またはさくらシートを提出してもらいます。」に変更する。
- (5) 『指導員の配置』に「通常級に在籍する障がい児には原則として加配が付かない」旨を記載しなければならない。また、「必要があれば年度途中であっても配置する」「その判断は職員、保護者、児童青少年課の3者で協議し、必要な場合には医師や療育機関等からの意見を参考にする」など自動的な加配がないことに対する配慮も盛り込む必要がある。
- (6) 『生活づくり』に「また、市内の学童保育所共通の個別支援計画書（仮称）を作成し保護者・関係機関と情報共有し、統一した支援・配慮が行われるようにします。」を加える。
- (7) 『関係諸機関との連携』に「自立生活支援課、発達支援センターきらり」「その他の支援機関」を加える。

(市) 運営基準は多くに時間をかけて策定しており、今回の改訂は、今回の見直しに伴って変更しなければならない部分のみを改訂する予定であった。特に保育理念に関しては、過去に十分検討のうえで前回改訂の際に完成したものであり、そもそも民間委託することも考慮に入れて小金井の学童保育を受け継いでいくために作成したものであるため、以前からお伝えしているとおりに大きく変える必要はないと考えている。

(市) 本日の市提出資料をご覧ください。例えば、前回までの協議会での要望を受けて、理念の最初の項目の「応援します」という表現を「支援します」に変更しようと考えている。それ以外の項目については本文に記載されている内容が多く、このままでは理念が細くなる一方である。同じ表現を繰り返さないなど、全体のトーンを配慮しているという面もある。

(市) 障がいのある児童に関しては前回資料で既に修正済みであり、本日の資料のとおり、「市長が特別な理由があると認める場合」、「さくらシート

をお持ちの方は」など追記で対応予定である。全施設で行うことは要綱に定めており実施していることである。

「関係機関との連携について」における関係機関の例示として自立生活支援課、児童発達支援センターきらりも前回資料で既に修正済みである。例として示している中に「その他の支援機関」を追加というのは何を想定しての追加か。市外の療育施設のことであれば、「病院」を「その他の施設」に変更したほうがよいならば修正を考えるがいかがか。

(学) 提案の意図について確認するので、もう一度持ち帰りたい。

(市) 市としては、新しい運営基準(案)を本日この場で確定させて、説明会の閲覧資料にする予定と考えていたが、本日の説明で案として確定できないか。確定すればホームページでも公開する。

(学) 時間的に許されるのであれば、もう一度持ち帰って検討したいが、期限はいつまでか。

(市) 工程表では協議は8月を予定していた。条例に関連する部分は議会での議決が必要であり改正手続きは議決後になるが、事業者募集にも関係する事であるため、本日持ち帰りいただき次回の協議会では確定したい。

(学) 了解した。

3 説明会について

(市) 保護者に対する案内文書は、本日学童保育所経由で配布した。説明会資料と一緒に配布予定であったが、既に学保連から機関誌で説明会日程を案内いただいているようでもあり、市からの連絡が遅くなるのもいかがかと考え、開催通知のみ配布した。説明会での配布資料については、説明会欠席者にも渡すよう、本日の協議内容を含めて9月1日の前に別途配布したい。

(学) 事前に募集した質問に対する回答を全てとは言わないが、説明会の資料に加えてほしい。

(市) 文書回答を前提にした話ではなく、想定している質問があるなら、説明会での回答内容を充実したものとするためにと、事前に質問を頂いた。頂いた質問は多岐にわたっており、資料に盛り込むのは不可能である。議会での議決を前提とする内容などもあり、説明会当日に質問されても現時点では回答できない内容もあることを了解いただきたい。

4 パブリックコメントについて

(市) 20人の方から125件の意見が寄せられ、条例に関する内容はおおよそ半分未満であった。それ以外には、今後のこと、今の事業のことなどがご意見としてあった。基本的に現在の事業内容を継続してほしいという意見が多かったと認識している。検討結果については、9月3日の子ども子育て

て会議で議員に示した後、公表する。

5 募集要項（案）、仕様書（案）について

（市）文書案がないと協議しにくいので、現時点での募集要項と仕様書の案を作成した。スケジュールのとおり選考して契約を行う。応募資格として学童保育所または保育所の運営経験を定める事、選考した事業者とは5年間継続する事、契約後今年度3月31日までが引継期間、平成27年4月からが業務委託となる。第3回定例会に債務負担行為設定の補正予算を上程しており、手続き開始は議決後となる。募集要項と仕様書に運営基準を加えて、事業者を募集することになるが、細かい内容は、肉付けしていく必要があると考えている。

（市）事業者の募集の仕方について、これまでの協議の内容を踏まえて、「あかね+みどり」「さわらび」「まえはら」の3つの募集を現時点で考えている。「あかね」と「みどり」を一緒に募集する理由としては、みどり学童保育所では「ひろば事業」を行わないなど事業内容に違いがあること、委託後の連絡調整について「あかね」「みどり」共に「たまむし」が担当になる予定であることや、地理的条件から1事業者で考えた。

（学）委託先が3事業者になる可能性があるのは初めて出た案であるが、どう判断したらいいのか。

（学）理想を言えば1事業者のほうが保育内容を統一できるが、4学童同時に委託する場合には応募できる事業者が限られてしまうため、より多くの事業者からプロポーザルを受けるためには、現実的で良い案だと思う。

（学）適切な提案であると考えている。

（学）見積上限額の考え方として、初年度は引継ぎに要する経費を含んでいるが、2年目以降の契約に関しては金額を見直すのか。

（市）業務委託のための準備であり、引継ぎに要する経費は受託者の負担である。2年目以降は、その事業者と協議することになる。

（学）募集要項（案）および仕様書（案）については持ち帰り検討したいので、次回も協議したい。

（市）了解した。

6 次回日程 9月25日（木） 市役所801会議室